

平成24年第1回教育委員会記録

平成24年1月11日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成24年1月11日(水) 午後2時00分～午後2時17分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 職務代理者 宮坂 公夫
委員 田中 奈那子 委員 對馬 初音
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 教育改革担当長 渡辺 均

教育委員会事務局参事 田中 哲 庶務課長 北風 進

教育人事企画課長 佐藤 浩 教育委員会事務局事務統括指導主事 白石 高士

教育改革推進課長 齊藤 俊朗 学校適正配置担当課長 幸内 正治

学務課長 日暮 修通 社会教育課長 植田 敏郎

済美教育一長 玉山 雅夫 済美教育一長 田中 稔

済美教育一長 飯塚 善行 中央図書館長 本橋 正敏

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 島崎 和也

傍聴者 1名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 債務不存在確認請求事件について
- (2) 台湾との中学生野球交流事業の実施報告について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

報告事項

(1) 債務不存在確認請求事件について・・・・・・・・・・・・・・ 3

(2) 台湾との中学生野球交流事業の実施報告について・・・・・・・・ 4

(3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・・・・・ 7

委員長 ただいまから、平成24年第1回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、田中委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。

議事日程はご案内のとおり報告事項が3件となっております。

早速ですが、日程1の報告事項の聴取を行います。

初めに、「(1)債務不存在確認請求事件について」の説明を学務課長からお願いいたします。

学務課長 それでは、私の方から、債務不存在確認請求事件についてご報告いたします。

資料の方をご覧ください。

平成23年6月1日に提訴されました債務不存在確認請求訴訟につきまして、同年11月15日、東京簡易裁判所において判決の言い渡しがありましたので、その概要をご報告いたします。

まず、本件は経済的理由により就学が困難な者に対し、就学上必要な学資金を生徒本人に貸し付ける高校生を対象とした杉並区奨学金制度に関するものでございます。

まず、事案の概要ですが、杉並区が原告に貸し付けたとする奨学金は、原告の当時の親権者の母が原告に無断で借り受けたものであるから無効であるなどとして、杉並区に対し、その返還債務が存在しないことの確認を求めて提訴、訴えを提起したもので、請求内容は記載のとおりでございます。

次に、判決の内容でございますが、主文は記載のとおりとなっております。

次に、裁判所の判断でございますが、原告が被告には本件貸し付け等について借り受ける本人の確認を一度もしていないという重大な注意義務違反があるから、信義則上、被告は本件貸し付け等の効果が原告に帰属するとの主張をすることができない。また、本件貸し付け等は原告の当時の親権者母が、原告の法定代理人として権利を濫用して行った行為であり、無効であると主張していることに対しまして、本件貸し付け等は当時親権者であった母によって、原告に無断でなされたものではないかとの疑念は払拭しきれないところではあるが、そもそも親権者は原則として、この財産上の地位に変動を及ぼす一切の法律行為につき、子を代理する権限を有するところ、親権者が同権限を濫用して法律行為をした場合において、その行為の相手方がどう濫用の事実を知り、また知るべかりしときは、その行為の効果は子に及

ばないと解するのが相当であるとした上で、本件においては、被告において当時親権者母の権利濫用の事実を知り得る状況にあったとの事実を認めることはできない。また、本件貸し付け等について、被告に重大な注意義務違反があるとは認めがたく、単に本件貸し付け等を無効とするに足りる証拠はないため、本件請求は理由がないことから棄却するとしております。

判決の概要についての報告は以上でございます。

なお、裁判所に確認したところ、原告はこの判決を不服として控訴したと聞いてございます。

以上でございます。

委員長 ただいまのご説明についてご質問、ご意見ございましょうか。

宮坂委員 ちょっと常識的なことかもしれないんですけども、この言葉で、被告というのは生徒ですか、実際には。

学務課長 区です。私どもが訴えられておりますので。

宮坂委員 貸しているわけだから。貸している本人ということなんですね。

委員長 貸している本人というよりは、訴えられている人ということですか。

宮坂委員 訴えられている人が被告になるわけですね。

井出教育長 つまり借りた覚えはないという訴えですから、返す義務もないという訴訟です。

宮坂委員 原告の方はそう言っているわけね。

井出教育長 親権者が母親だろうと父親だろうと、申告に基づいて貸し付けてあるという事実は有効ということですか。

委員長 他に何かございますか。

他のこういう奨学金の貸し付けは全部、順調にいつているんですか。

学務課長 年間約300件ほど大体でございます。金額的には約7,000万円ほど貸し付けさせていただいていますが、先ほど申しましたように、一応、返還期間がおおよそ10年となります。したがって、結構長いことから、ちょっと怠る方もいらっしゃる、まだいわゆる収入未済も生じているところがあるということでございます。

委員長 10年というのは、貸し付けを開始した時からですか。それとも、卒業した時からということですか。

学務課長 貸し付けが終了して、1年据え置きした後です。

委員長 わかりました。ありがとうございました。

じゃ、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

委員長 ありがとうございます。

その次は、「台湾との中学生野球交流事業の実施報告について」ご説明を社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 私からは、台湾との中学生野球交流事業の実施につきまして、ご報告させていただきます。

おかげさまで全日程、無事終えまして、先週、代表団全て、けがもなく、無事に帰国いたしました。ただ、1日目、2日目は非常に寒い気候の中で試合が行われまして、3日目以降は非常に台湾らしい温暖な天気になったという状況でございました。

実施日は記載のとおりでございます。

参加者数も予定どおり106名、うち1名は台湾の方で合流して応援した方でございます。

代表団といいまして、杉並区長、議長、井出教育長、台湾の方の機関等訪問をして、意見交換をしたところでございます。1日目に中華民国の外交部、これ日本の外務省に当たるところでございます。最終日に財団法人交流協会台北事務所ということで、日本と台湾との交流のパイプ役をしている民間の組織でございます。いずれも活発な意見交換等を行ったという話を伺っているところでございます。

4番目の返礼の会でございますが、こちらは杉並区主催のお礼の会ということで呼びかけをいたしましたところ、台湾側の皆さん全員、ご出席いただいたということでございまして、ここに記載のとおりの方々にご出席いただいております。

(4) 番の台北市内の中学校に関しましては、重慶中学校、長安中学校、1日目に試合をしたチームの校長先生、また野球部の監督、コーチの方もお見えいただきました。

5番目の試合の結果でございますけれども、杉並チームが3勝1敗でございます。南相馬チームは非常にドラマチックな試合も展開していただきまして、2引き分けという記載のとおりの結果でございました。

所感といたしましては、この事業の目的でもありました杉並区、南相馬市、台湾、この中学生の交流ということで、交流事業ということで杉並区、南相馬、台湾の各中学生の生活の様子等、また、南相馬に関しましては、スライドを使いまして被災

地の状況等の発表を行い、最後に日本のヒットソングであるAKBの歌と踊りで盛り上がったというような交流会をいたしまして、この時も食事を台湾の3チーム含めて夕飯を一緒にとったわけですが、非常にコース料理で時間がかかりまして、途中でデザートが食べられない状況で交流会ということになったわけですが、この交流会後に台湾の中学生を杉並、南相馬で見送りまして、さてということで、杉並、南相馬のチームが残っているデザートを取り始めましたら、何と台湾のチームもまた食事会場の方へ戻ってきたということで、非常に中学生の交流、子どもたちの交流ということで、私どもも教えられた面が多々ございました。

2番目に関しましては、野球の球場の中でも外でも、ちょっと記念品を見せ合ったりというような光景を見ることができました。

3番目の桃園県といいますのは、台北市の西隣にある自治体でございます。こちらの方も、既に日本への中学生野球等の経験もある自治体でございます。非常に杉並に関しましても、前向きな検討をしていただけるという回答をいただいたところでございます。

その他といたしまして、本事業の報告書を写真を多数掲載いたしまして、2月初旬に発行し、その場で報告会を開催するという予定であります。

以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。

何かご質問、ご意見ございましょうか。

對馬委員 野球チームということで、恐らく参加されたのは男子生徒が中心かなと思うんです。だから、女子生徒にもこういうような機会があるといいなと今ちょっと思いました。なでしこジャパンとかもありますので。

社会教育スポーツ課長 参考にさせていただきます。

委員長 女子のマネジャーとかはいないんですか。

社会教育スポーツ課長 コーチで、南相馬のコーチで女性コーチ1名ついてきております。

宮坂委員 この重慶中というのも台湾にあるんですか。

社会教育スポーツ課長 そうです。台北市ですね。

田中委員 この交流事業はずっと継続という形で考えていらっしゃるんですか。

社会教育スポーツ課長 私どもの考えでは、台湾に今回行きましたので、次年度は台湾の方からお呼びしたいということで、早速、ちょっと色々計画を練り始めている

ところでございます。

田中委員 その先は、まだ考えていらっしやらないということですね。

社会教育スポーツ課長 ずっと続けながら太いパイプをつくって、野球交流だけじゃなくて、色々な面での交流を図っていきたいという考えはございます。

委員長 よろしゅうございますか。

井出教育長 私も一緒に行きましたので、補足をさせていただきます。

野球の試合はもちろん、非常に真剣な試合で、お互いにエールを交換して、最後までいい試合でした。特に、南相馬のチームは災害の後、あまりまとまった練習が外でできず、屋内でコンディションを整えるということが中心だったようですけれども、例えばピッチャーをやりながら、また交代したらその子がまたキャッチャーをやってとか、いろいろ組み合わせをしたり、また身長の高い1年生が台湾のチームのキャッチャーと並ぶと大人と子どものようなぐらい身長が違うような場面でも、本当に一生懸命やっていて、台湾のチームの方からも好感を持たれて、拍手を送ってもらおうという、いい場面もたくさんありました。

それで、ゲームを通じた交歓ももちろんですけれども、先ほど課長の方から報告がありましたように、杉並の中学生の1日というのを紹介したら、大変、台湾のチームの中学生が興味を持ちまして、盛んに質問したりとか、終わった後も質問したり見入っておりました。

それともう一つは、やはり南相馬に対して支援をしたいという思いが強くて、台湾からは南相馬に限らず、被災地に対して非常に高額の義援金を送っていただいているところですが、そんなことから南相馬の中学生に対する支援、応援、そういったことも相手のチームからなされて、南相馬のチームは、帰る時に本当に力強い思いをして、元気づけられて帰ることができました。

南相馬の中学の教員が生徒指導も含めて引率をしてきていたんですけれども、大変感謝をしておりました。といたしますのは、南相馬と杉並と台湾と、それぞれ独立したチームですので、日ごろの交流がない中で、現実的にはたった3日間でしたけれども、すぐ打ち解けて、互いに助け合ったり、杉並のチームのメンバーも南相馬の子どもたちに声をかけたりとか、先ほど、今度女性の方というお話もありましたけれども、男子の生徒が肩をたたいて頑張れよと言っている姿が大変印象的で良かったなと思いました。元気を持って帰って、これからの中学校生活をぜひ頑張っていたきたいなという気持ちに私どもになりました。本当にご支援をいただいてあり

がとうございました。

委員長 それではよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

委員長 それでは、その次、3番目に入ります。

「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」の説明を社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 平成23年11月分の杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について、ご報告申し上げます。

11月合計で24件ございました。うち定例が18件、新規が6件でございます。また、24件中、共催が7件、後援が17件でございます。

新規の部分6件に関しましてご説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目No.1、共催事業、大漁旗研究会によります東日本大震災復興支援大漁旗展でございます。

続きまして、No.3、後援事業でございます。子どもたちよ！実行委員会によります「子どもたちよ！ーいのちは生きる方へ向かうー」でございます。

No.4でございます。後援、東京女子大学キリスト教センターによります「南相馬市支援バザー」でございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、社会教育センターの扱い分でございます。

No.1、共催、うまれるすぎなみによります「映画『うまれる』を観て命を見つめる」こちらは社会教育センターの家庭学級との共催事業でございます。

No.6、後援、チャイルド・オアシス・プロジェクトによります「夕やけハミングSHOW」でございます。

続きまして、最後のページでございます。

5ページ、No.1、後援、南伊豆健康学園保護者会によります「講演会『これからの子どもたちへ私たちがすべきこと～自然・仲間・大人のまなざし～』／パネルディスカッション『教育の楽園：南伊豆健康学園の実践からの提言』」でございます。

新規分のご報告は以上でございます。

委員長 ただいまのご報告についてご質問、ご意見ございましょうか。

(「なし」の声)

委員長 それではございませんので、結構でございます。どうもありがとうございます。

それでは、引き続きまして、庶務課長から日程等について何かございますか。

庶務課長 次回の日程でございます。

定例会を1月25日水曜日、午後2時を予定していますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の委員会をこれで閉じます。